

習志野市災害医療対策会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 習志野市の災害時の医療救護活動の体制整備を図るため、本市に習志野市災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）本市の災害医療体制の整備に関すること。
- （2）医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- （3）災害時の医療救護活動の調整に関すること。

（委員）

第3条 対策会議は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は指名する。

- （1）習志野市医師会に属する者
- （2）習志野市歯科医師会に属する者
- （3）習志野市薬剤師会に属する者
- （4）市内災害拠点病院・救急告示病院の代表者
- （5）習志野保健所の代表者
- （6）習志野警察署の代表者
- （7）別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- （8）その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（習志野市災害医療コーディネーター）

第5条 対策会議に習志野市災害医療コーディネーター4人以内を置き、習志野市医師会に属する者よりこれを選出する。

2 習志野市災害医療コーディネーターは、災害時に習志野市災害医療本部と連携し、医療救護活動の指揮及び調整を行う。

（会議）

第6条 対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 対策会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 第2条に掲げる事務の処理のため、対策会議の補助機関として、作業部会を置くことができる。

2 部会の設置に係る次の事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

(1) 会務

(2) 設置期間

(3) 所属委員

3 会長または副会長は、部会に委員として所属することができるものとする。

4 部会に所属する委員は、10人以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。また部会の長は会長が指名する

5 部会には第3条各号の規定により委嘱された委員が所属するものとする。

6 これ以外の必要な事項は部会で協議の上定める

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年 1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第3条第7号)

職名
健康福祉部長
危機管理監
消防長